



長崎市こども計画

令和7年3月 長崎市

ごあいさつ

全国的に、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからず、また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況が深刻となった中で、国においては、令和5年4月1日に「こども家庭庁」を発足し、「こども基本法」が施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成、自立した個人としての健やかな成長、心身の状況や環境等にかかわらない権利の擁護、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策を総合的に推進することを目的としており、その中で市町村は、区域の実情を踏まえながら、こどもや若者の意見を反映させた「こども計画」を策定するよう努めるものとされています。

長崎市においては、こども・若者や、子育て当事者の意見を聴き、そのニーズを把握したうえで、「すべてのこどもが夢や希望を持って健やかに成長できるよう、みんなで支え、育てるまち」を基本理念とする「長崎市こども計画」を策定しました。

この計画を基に、長崎市のこどもたちを誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・子育て家庭へのきめ細かで切れ目のない支援に取り組んでまいります。



また、こども・子育てに関する施策を推進していくにあたっては、各種多様な課題に対応していくため、庁内の関係部局が横断的に全庁一丸となって取り組んでいくとともに、行政だけではなく、地域や民間との連携も不可欠であるため、長崎市全体として、その推進に努めてまいります。

さらに、長崎市では喫緊の課題である人口減少に対応するため、重点プロジェクトのひとつに「少子化対策プロジェクト」を掲げており、その取組みとも連携して、施策の効果の最大化を図ってまいります。

結びに、この計画策定にあたり、貴重なご意見とご提言を賜りました長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や意見交換会、パブリック・コメントにご協力いただきました市民の皆様、「シンナガサキミーティング」で貴重な意見を話してくれた小学生、中学生、高校生、若者の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

令和7（2025年）3月 長崎市長 鈴木 史朗

目次

第1章 計画策定にあたって	1	1 基本理念と基本施策	63
1 計画策定の背景	2	1) 基本理念と基本施策	63
2 長崎市こども計画の位置づけと性格	9	2 各基本施策の取組	65
3 計画の期間	10	1) 各基本施策の取組概要	65
4 計画の対象	11	2) 基本施策に基づいた取組イメージ	66
5 計画の策定方法	11	第5章 施策の展開	67
第2章 長崎市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	15	【基本施策1】 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援	70
1 長崎市の人口等の動向	16	【基本施策2】 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援	81
1) 人口の推移	16	【基本施策3】 こども・子育て家庭への支援	86
2) こども・子育ての現状	19	【基本施策4】 きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援	99
3) こどもの貧困の状況	20	【基本施策5】 こどもの心と命を守るための取組み	111
2 こども・子育てに関するアンケート調査結果	23	【基本施策6】 まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成	119
1) 第3期長崎市こども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査	23	【補足】 地域子ども・子育て支援事業の実施	123
2) 長崎市こども計画策定に係るアンケート調査	30	第6章 計画の目標値	125
3 こども・若者へのヒアリング結果	41	第7章 計画の推進	127
4 パブリック・コメント結果	44	1 計画の進行管理、点検・評価	128
第3章 「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの貧困対策推進計画」の		2 計画の見直し	128
取組状況と課題	45	長崎市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿と開催状況	129
1 長崎市子ども・子育て支援事業計画の取組状況と課題	46	1 長崎市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿	130
2 長崎市子どもの貧困対策推進計画の取組状況と課題	56	2 長崎市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会開催状況	131
第4章 長崎市こども計画の基本的な考え方	62		



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

1) こども施策に関する国の動向

(ア) こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）

平成元年、国連で「児童の権利に関する条約」いわゆるこどもの権利条約が採択され、国も平成6年に批准しました。この条約は、18歳未満のこどもを独立した人格を持つ権利の主体として尊重するとともに、大人から発達を支援され、保護されなければならないとして、こどもの生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を総合的に保障しています。

こどもの権利条約 4つの原則

- ① 「差別の禁止」（差別のないこと）
- ② 「生命、生存及び発達に対する権利」（命を守られ成長できること）
- ③ 「こどもの意見の尊重」（こどもが意味のある参加ができること）
- ④ 「児童の最善の利益」（こどもにとって最もよいこと）

(イ) こども基本法

令和5年4月1日に、こども家庭庁が発足、創設され、同日に「こども基本法」が施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としており、以下の項目を基本理念として掲げています。

こども基本法の基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること

② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること
その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること

③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること

④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること

⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること

⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

(ウ) こども家庭庁

こども家庭庁は、こどもまんなか社会¹を実現するために、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって最善の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に強力なリーダーシップをもって取り組む組織として、令和5年4月1日に発足、設立されました。

¹ こどもまんなか社会：全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことをいいます。

(エ) こども大綱

こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めたもので、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策の推進に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されました。

こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

こども施策に関する基本的な方針

- | | |
|---|---|
| ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る | ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする |
| ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく | ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む |
| ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する | ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する |

また、こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ためのこども施策に関する重要事項として、全てのライフステージに共通する「**ライフステージを通じた重要事項**」と、それぞれのライフステージに特有の課題に留意すべき事項として「**ライフステージ別の重要事項**」を示し、その次に「**子育て当事者への支援**」として以下の施策に取り組むこととされています。

ライフステージを通した重要事項

- ① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知 等
- ② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進 等
- ③ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
プレコンセプションケア²の推進、母子保健情報のデジタル化等
- ④ こどもの貧困対策
教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援 等
- ⑤ 障害児支援・医療的ケア児等への支援
地域の支援体制の強化・インクルージョン³の推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等
- ⑥ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー⁴への支援
こども家庭センターの整備、家庭支援の推進 等
- ⑦ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法案の提出 等

ライフステージ別の重要事項

- ① こどもの誕生前から幼児期まで
出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、乳幼児健診等の推進、「はじめの 100 か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、幼児教育・保育の質の向上 等
- ② 学童期・思春期
学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等
- ③ 青年期
高等教育の充実、若者への就職支援、「賃上げ」に向けた取組、結婚支援 等

子育て当事者への支援

- ① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
高等教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等
- ② 地域子育て支援、家庭教育支援
- ③ 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
男性の育児休業取得支援、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等
- ④ ひとり親家庭への支援
親子交流・養育費の確保 等

² プレコンセプションケア：成育医療等基本方針では、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組」と定義されます。

³ インクルージョン：「包括」「包摂」「受容」という意味で、社会において多様な人材が尊重されながら共存していくことをあらわす言葉です。

⁴ ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家庭の世話など日常的に行っているこども・若者のことを言います。子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。

(オ) こども未来戦略

若い世代の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、「こども未来戦略」は策定され、基本理念のもと、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

こども未来戦略の基本理念

- ① 若者・子育て世代の所得を増やす
- ② 社会全体の構造や意識を変える
- ③ すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

2) 長崎県子育て条例行動計画

(ア) 計画の性格

「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるための施策の方向性を明示するほか、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・子育て支援法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「こども基本法」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく県計画を兼ねる計画。

(イ) 計画の目的

「長崎県子育て条例」がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担うこどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心してこどもを生み育てることができる社会の実現のため策定するもの。

(ウ) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

(エ) 計画の体系

【基本理念】

県民総ぐるみの子育て支援

【めざすもの】

こどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境の整備

安心してこどもを生み育てることのできる社会の実現

【基本的な考え方】

- こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するとともに、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 個性や多様性が尊重され、こどもが自己肯定感を高め、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる社会をつくる。
- 様々な遊びや学び、体験等の機会を提供し、こどもの生きる力をはぐくむ。
- こどもが失敗をおそれずにチャレンジできる、寛容性のある社会をつくる。
- こどもの健やかな育ちを支えるため、セーフティーネットを構築し、教育の機会や生活を守る。
- 保護者の子育て力を高め、子育て家庭に切れ目のない支援を行う。
- 地域のこどもをしっかりと育てる地域力を高める。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）により、家庭生活や余暇などを豊かにする。そして、家族のふれあいや安定した生活に希望を持ち、結婚・出産を望む人が、決断できる社会をつくる。

【計画の内容（基本施策）】

- 第1章 こどもまんなか社会の実現
- 第2章 妊娠・出産の支援
- 第3章 こどもや子育て家庭への支援
- 第4章 仕事と生活が調和する社会の実現
- 第5章 きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援
- 第6章 安全・安心な子育ての環境づくり
- 第7章 県民総ぐるみの子育て支援
- 第8章 こどもの心と命を守るための取組

3) 長崎市のこども・子育てに関する計画の変遷

	計画期間	計画名称
1	平成 10～14 年度	長崎市子育て支援計画
2	平成 15～16 年度	長崎市子育て支援計画 ※1 の見直し
3	平成 17～21 年度	次代のながさきっ子プラン（長崎市次世代育成支援前期行動計画） ※次世代育成支援対策推進法に基づく計画
4	平成 22～26 年度	次代のながさきっ子プラン（長崎市次世代育成支援後期行動計画）
5	平成 27～令和元年度	長崎市子ども・子育て支援事業計画 ※子ども・子育て支援法に基づく計画 （「母子保健計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」を含む）
6	令和 2～6 年度	第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画
7	令和 5～7 年度	長崎市子どもの貧困対策推進計画 ※こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく計画
8	令和 7～12 年度	長崎市こども計画 ※こども基本法に基づく計画

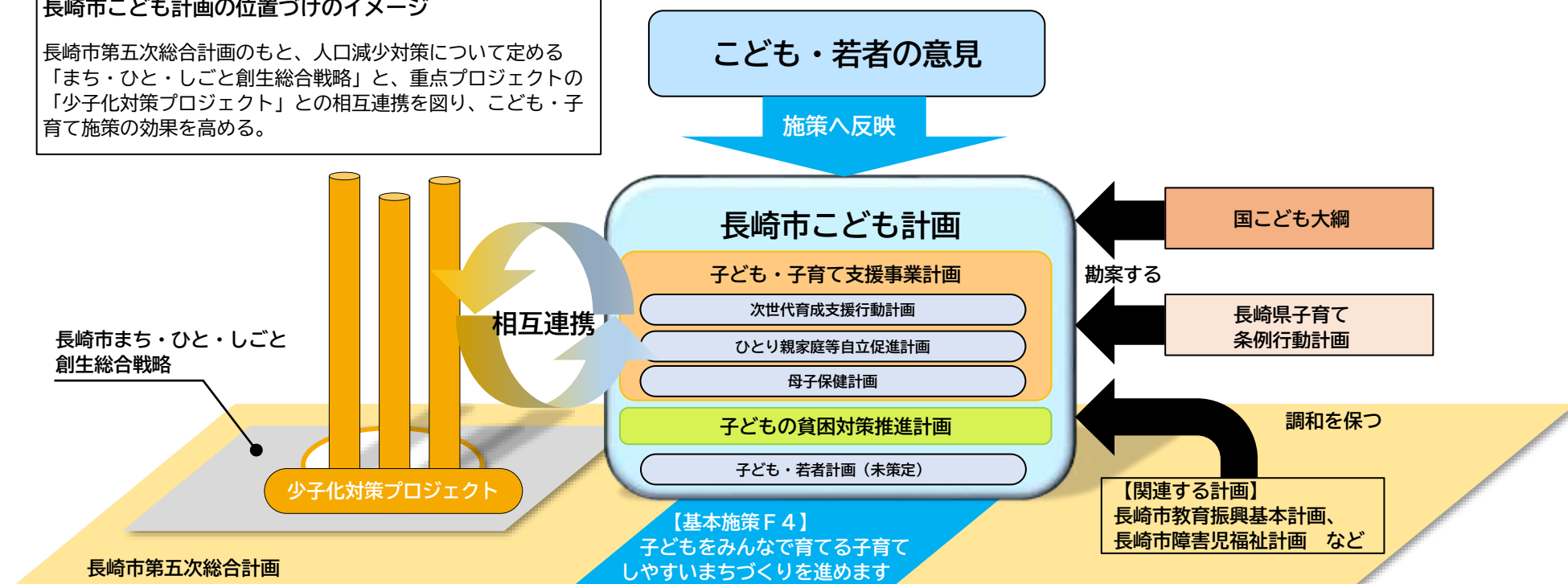
2 長崎市こども計画の位置づけと性格

長崎市こども計画の位置づけとその性格については次のとおりです。

- ① この計画は、「長崎市総合計画」を上位計画とし、「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や重点プロジェクトの「少子化対策プロジェクト」との相互連携を図り、「長崎市教育振興基本計画」など、長崎市のこども・子育て支援に関する事項を定めた、その他の関連する計画との調和が保たれたものです。
- ② この計画は、こども基本法第10条第2項に規定する「市町村こども計画」であり、第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画の後継となる計画で、「次世代育成支援行動計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」、及び「母子保健計画」の内容を含みます。
- ③ この計画は、こども基本法第10条第5項に規定する「子どもの貧困対策の推進に関する市町村計画」である「長崎市子どもの貧困対策推進計画」及び子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」を包含する一体のものとして策定しました。

長崎市こども計画の位置づけのイメージ

長崎市第五次総合計画のもと、人口減少対策について定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と、重点プロジェクトの「少子化対策プロジェクト」との相互連携を図り、こども・子育て施策の効果を高める。

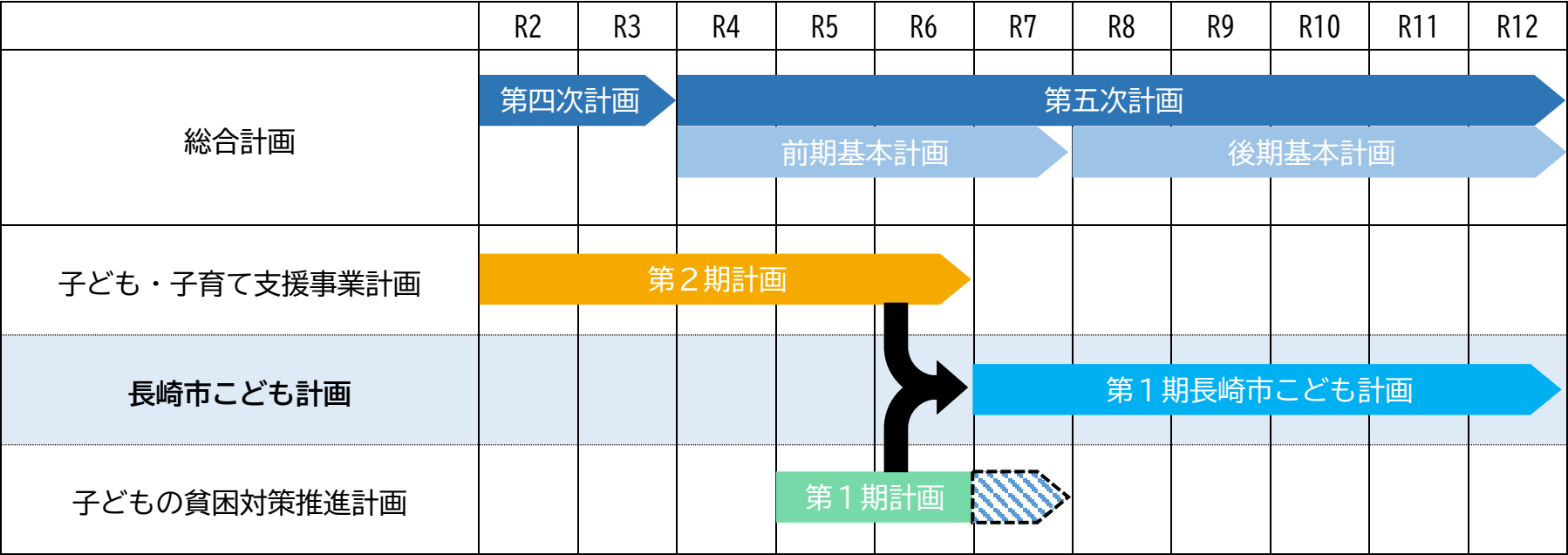


3 計画の期間

計画の期間については、この計画の上位計画である「長崎市総合計画」の終期とそろえ、相互の整合を継続的に図るため、令和7年度から令和12年度までの6年間としました。

この計画に包含する長崎市子どもの貧困対策推進計画は令和7年度までの計画期間となりますが、こちらも一体的に策定することとし、令和7年度以降は廃止します。

計画期間中においても、環境の変化等により計画の内容が現状と異なる状況が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行います。



4 計画の対象

この計画は、乳幼児期から青年期までの「こども」、「若者」⁵と、こどもを産み育てる「子育て世帯」を対象とします。

こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

5 計画の策定方法

1) 策定体制

学識経験者、保育園・幼稚園、放課後児童クラブの関係者等から構成される「長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」と、市長を本部長とした、本市におけるこども・子育てに関する施策を効果的に推進するための庁内組織「長崎市子ども・子育て推進本部」において、これまでの事業の取組状況や課題及び施策の展開といった計画を構成する各内容について審議しました。

⁵ 本計画では、「こども」「若者」をそれぞれ以下のとおり定義します。

こども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）*の者。なお、法令上や事業で「子ども」「子供」と表記されている固有名詞を除き、本計画においては「こども」の表記を用います。

若者：思春期*、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とします。

* 思春期の者は、こどもから若者への移行期として、施策により、こども、若者それぞれに該当する場合があります。

2) こども計画策定に関するアンケート調査

(ア) 第3期長崎市こども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査（令和5年度実施）

未就学児童及び小学生の保護者を対象に、子育て支援に係るニーズ調査を実施しました。

調査概要

1. アンケート調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定にあたり、幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育と延長保育事業などの子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望等を把握することを目的とする。

2. 調査対象

市内在住の「未就学児童が属する世帯」12,000世帯、「小学生が属する世帯」8,000世帯

3. 実施期間

令和5年11月17日（金）～12月22日（金）

4. 抽出方法

無作為抽出及び市ホームページへ回答フォームを掲載し、回答を募集した。

5. 調査方法

対象者に郵送により依頼文を配布し、webフォームによる回答を募集した。

(イ) 長崎市こども計画策定に係るアンケート調査（令和6年度実施）

こども・若者を対象に、こども施策に対する意見反映を目的としたアンケート調査を実施しました。

調査概要

1. アンケート調査の目的

本調査は、こども基本法第10条に規定されている「市町村こども計画」策定にあたり、同法第11条に規定されている、こども施策に対するこどもや若者の意見を反映するため、日常生活の状況や幸福度、将来の希望等を把握することを目的とする。

2. 調査対象

- ①市内在住の「小学5～6年生」約6,000人、「中学生」約9,000人、「高校生」約9,000人
- ②市内在住の「18～29歳」約38,000人

3. 実施期間

- ①小学生～高校生 令和6年7月10日（水）～7月31日（水）
- ②18～29歳 令和6年7月25日（木）～8月23日（金）

4. 調査方法

- ①小学生～高校生については、長崎県が実施した「長崎県子どもアンケート」の調査結果の提供を受けた。
- ②18～29歳については、プレスリリース、公式LINEで周知したほか、市内所在の各大学、商工会議所、ワーク・ライフ・バランス表彰企業等に依頼文を配布し、webフォームによる回答を募集した。

3) こども・若者へのヒアリング

市長と市民との双方向・対面型の意見交換を行う「シンナガサキミーティング」のこども・若者版を開催しました。

1. 実施概要

「シンナガサキミーティング」のこども・若者版を開催し、市長とこども・若者の対話を通じて生の意見を聴くことで、その思いや考えを把握し、長崎市こども計画の施策への反映につなげることを目的とする。

2. 開催日時 令和6年12月15日(日)

〈小学生・中学生の部〉10時から11時

〈高校生・若者の部〉13時から14時

3. 参加者内訳

〈小学生・中学生の部〉			〈高校生・若者の部〉		
小学生	4年生	2人	高校生	2年生	3人
	5年生	4人	<u>18歳以上</u>		<u>5人</u>
	6年生	5人	計8人		
中学生	1年生	1人			
	3年生	1人			
計13人					

4) パブリック・コメントの実施

長崎市パブリック・コメント制度実施要綱に基づき、市民からの意見等の募集を行いました。（※結果はP44に掲載）